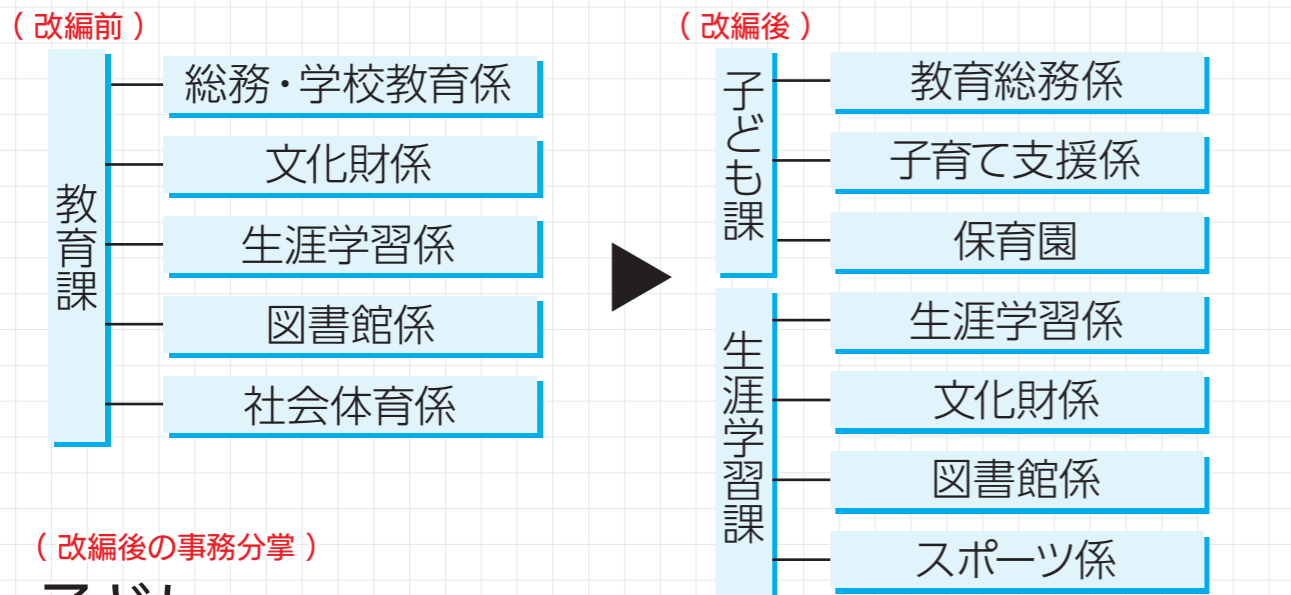


教育委員会の組織改編の内容

- ◎教育委員会を子ども課と生涯学習課の2課体制とする。
- ◎総務・学校教育係を「総務教育係」に名称変更し、子ども課内に置く。
- ◎保健福祉課から移管される保育及び子育て支援にかかわる業務に対応し、子ども課内に子育て支援係及び保育園を設置する。
- ◎子育て支援係に相談員2名(家庭教育・家庭児童相談員)を配置し、相談業務の充実と原村中間教室の役割を担う。
- ◎社会体育係を「スポーツ係」に名称変更し、生涯学習課内に置く。



(改編後の事務分掌)

子ども課

教育総務係 電話:79-7920(直通)
E-mail:gakko@vill.hara.lg.jp

- 教育委員会事務局事務 ○学校の設置・廃止及び施設管理運営
- 就学・就学支援関係に関する相談 ○学齢児童・生徒の就学及び転出転入・区域外就学関係 ○教科書、その他教材関係
- 奨学金関係 ○遠距離通学・通園費等補助金関係
- 教育に係る調査、統計関係 ○学校保健・給食事務関係
- 学童クラブ関係 ○私立幼稚園に対する就園奨励費補助金

子育て支援係 電話:78-4430(直通)
E-mail:kosodate@vill.hara.lg.jp

- 子育て・家庭支援に関する相談 ○いじめ・不登校、虐待相談
- ひとり親家庭・発達支援・自立支援相談 ○中間教室指導・相談
- 子ども・子育て支援事業計画 ○要保護児童対策協議会
- 児童手当・児童扶養手当等 ○保育園入退所・保育料徴収 ○子育てサロン

保育園 電話:79-3559(直通)
E-mail:hoiku@vill.hara.lg.jp

- 児童の保育 ○施設の管理運営

※赤字は保健福祉課から移管の事務

生涯学習課

生涯学習係 電話:79-7940(直通)
E-mail:gakushu@vill.hara.lg.jp

- 生涯学習の振興に係る施策の企画及び生涯学習団体の指導育成
- 生涯学習資料の刊行、広報の発行 ○青少年健全育成、成人教育、家庭教育及び女性教育事業の実施
- 文化団体、女性団体の育成 ○人権教育及び男女共同参画の推進
- 子ども会育成会の育成支援 ○原っ子広場の運営 ○地区館・分館活動の支援 ○中央公民館の整備、管理、運営

図書館係 電話:70-1500(直通)
E-mail:toshokan@vill.hara.lg.jp

- 図書等の購入及び郷土資料の収集、貸出 ○読書推進活動及び図書館利用推進
- 図書館及びアカデミーパークの整備、管理、運営

文化財係 電話:79-7930(直通)
E-mail:bunkazai@vill.hara.lg.jp

- 文化財の保護保存事業 ○文化財施設の維持、管理、運営
- 文化財の調査、研究、発掘及び関係資料の刊行 ○文化財関係団体の指導育成
- 歴史民俗資料館(ハヶ岳美術館)関係 ○日本遺産(甲信縄文文化発信・活性化協議会)関係

スポーツ係 電話:79-4922(直通)
E-mail:sports@vill.hara.lg.jp

- 村民の健康・体力づくりの推進 ○生涯スポーツの普及、推進
- 体育協会等関係団体の育成・支援 ○スポーツ大会・スポーツ教室の開催
- スポーツ推進委員及びスポーツ指導員の育成 ○社会体育施設の整備、管理、運営

村及び教育委員会の組織改編

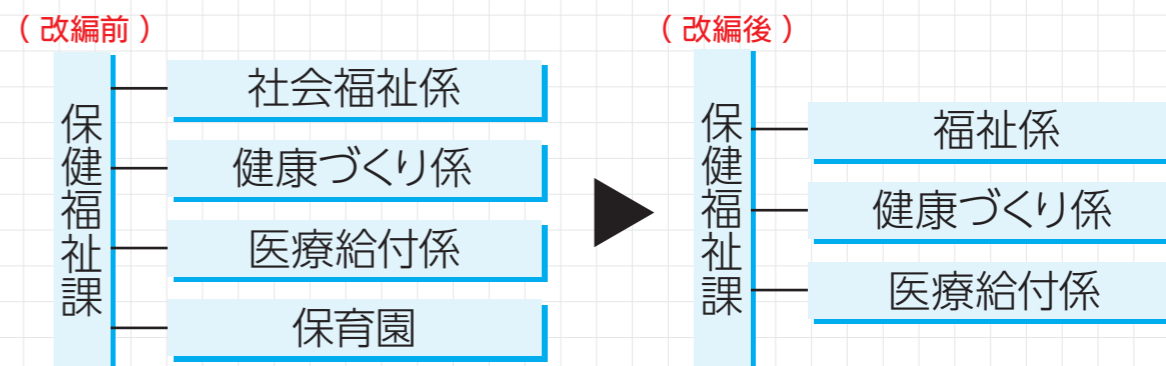
平成31年4月1日に村及び教育委員会の組織改編を行います。

組織改編の目的

子ども・子育てにかかわる幅広いニーズに対応するため、保育行政を幼児教育の充実という視点から見直し、子ども課の設置による幼保・小中一貫教育の充実と一元的支援体制の確立による効率的で効果的な運営を行う。また、福祉係に福祉事業を統一し、包括的に福祉事業に取り組むことで、さらなる福祉の向上を目指す。以上を目的に、村組織、及び、教育委員会組織の改編を行う。

村の組織改編の内容

- ◎保育及び社会福祉係で行っていた子育て支援にかかわる業務を保健福祉課から教育委員会に移管する。
- ◎社会福祉係を「福祉係」に名称変更する。
- ◎健康づくり係で行っていた高齢者福祉及び地域包括支援センター業務を「福祉係」へ移管する。



(改編後の事務分掌)

福祉係 電話:79-7092(直通)
E-mail:fukushi@vill.hara.lg.jp

- 生活保護 ○民生児童委員 ○戦没者 ○災害援護
- 社会福祉 ○地域福祉センター ○地域活動支援センター
- 障害者福祉 ○地域福祉計画 ○在宅福祉、生活支援事業
- 高齢者福祉 ○地域包括支援センター
- 介護予防、地域支援事業 ○介護保険
- 地域包括ケアシステム

※赤字は健康づくり係から移管の事務

医療給付係 電話:79-7925(直通)/79-7926(直通)
E-mail:kyufu@vill.hara.lg.jp

- 医療費特別給付金 ○医療費貸付 ○国民健康保険
- 国民健康保険運営協議会 ○後期高齢者医療
- 特定健診事業 ○国民年金

健康づくり係 電話:75-0228(直通)
E-mail:kenkou@vill.hara.lg.jp

- 健康増進 ○保健予防 ○食生活改善事業 ○母子、歯科保健
- 感染症対策 ○精神保健 ○食品衛生 ○献血事業
- 保健センター ○健康相談 ○健康増進計画
- 保健衛生自治推進協議会 ○諏訪中央病院組合
- 地域包括医療推進協議会 ○予防接種
- 予防健診 ○各種検査、健診 ○健診等助成事業
- 診療所 ○機能回復訓練 ○訪問看護

窓口の変更にご注意ください

組織改編に伴い、保健福祉課 社会福祉係で行っていた次の業務は子ども課 子育て支援係に移管されるため、**窓口が地域福祉センターから中央公民館へ変更になります。**また、窓口の変更に伴い、問い合わせ先が☎79-7092から☎78-4430へ変更になります。

窓口が変更になる事項

- 児童虐待相談 ○児童手当 ○児童扶養手当
- 特別児童扶養手当 ○ひとり親対策 ○子育てサロン
- ことばの相談 ○子ども子育て支援センター
- 保育所の入退所・保育料徴収 ○保育園・小、中学校連携相談

社会体育館使用料改正について

体育館使用料を4月1日から改正します。

体育館の使用料は、原価算定と受益者負担割合を考慮した金額及び近隣の類似する体育館の使用料金との比較など総合的に考慮し増額します。ただし、**登録団体は従前とのとおり減免となりますので無料で使用できます。**

団体使用料と個人使用料については、予約して使用する場合には、1人の使用であっても団体使用料の適用となります。

個人使用料が適用できる場合は、使用当日体育館が使用さ

れていないときに少人数で利用する場合があります。

電気使用料は、全館LEDに取替えたため原価算定により約2分の1に減額します。

備品使用料は、体育館使用料に含まれるべきもの(バレーボールのネット・卓球台など)の使用料は廃止し、暖房器具などはそれぞれの消費燃料などによる原価算定によりそれぞれ使用料を定めます。

○団体使用料

使用場所	区分		使用料1時間当たり (1時間未満切上)
体育室	全部を使用する場合	アマチュアスポーツ、体育、レクリエーションに使用する場合	一般 800円 児童・生徒 400円
		その他の場合	2,000円
	一部を使用する場合	その面積が2分の1、又は4分の1に満たないときの使用料は、全部使用する場合の区分に従いそれぞれの2分の1、又は4分の1とする。	20,000円
		営利を目的とする場合	20,000円
卓球場	一般	500円	
	児童・生徒	250円	
第1武道場 第2武道場	一般	400円	
	児童・生徒	200円	
ミーティングルーム	ステージのみ使用する場合	600円	

○個人使用料

使用場所	区分	使用料1時間当たり (1時間未満切上)
体育室、卓球場、第1武道場、第2武道場	一般	100円
	児童・生徒	50円
トレーニング室	高校生・一般	トレーニング教室会員証1枚100円

- ①使用時間を越えるときは、再度申込みをする。
- ②使用のための準備、後片付け及び清掃の時間は使用時間を含めるものとする。
- ③個人使用の場合は、予約することができない。
- ④「一般」とは、高校生を除く18歳以上の者とし、「児童・生徒」とは、一般以外の者とする。
- ⑤村外からの合宿での使用は、一般、児童・生徒の区分に関係なく一般区分とし、当該区分に定める額に100分の200を乗じた額とする。
- ⑥トレーニング室は、中学生以下は利用できない。

○電気使用料

使用場所等	区分	使用料1時間当たり (1時間未満切上)
体育室	全面使用	400円
	半面使用	200円
	部分使用(1灯につき)	20円
ステージ	全面使用	50円
卓球場	全面使用	100円
	半面使用	50円
武道場	全面使用	50円
持込電気器具	1台	30円

○備品使用料

種類	単位	使用料
卓球室FF式ストーブ	1台(1時間当たり)	480円
武道場FF式ストーブ	1台(1時間当たり)	200円
ジェットヒーター	1台(1時間当たり)	400円
ブルーヒーター	1台(1時間当たり)	200円

屋外スポーツ施設使用料改正について

庭球場、弓振農村広場及び御山マレットゴルフ場の使用料を4月1日から改正します。

庭球場、弓振農村広場及び御山マレットゴルフ場の使用料は、近隣の類似施設の使用料金との比較など総合的に考慮し

た金額を定め、利用者ニーズに合わせ1時間単位の使用料区分とシーズン券を設けるため改正します。

○庭球場使用料

区分	使用料
村内に住所を有する者	無料
上記以外の者	1面1時間当たり500円

○弓振農村広場使用料(村内に住所を有する者は無料です)

区分	使用料
グラウンド	1時間当たり1,000円
ゲートボール場	1コート1時間当たり250円

問 教育課 社会体育係 ☎79-4922 (直通)

○御山マレットゴルフ場使用料(村内に住所を有する者は無料です)

区分	使用料	
	1日	1年度
マレットゴルフ場使用料	一般	200円
	小・中学生	100円
	大会等占有使用	3,000円
スティック・ボール使用料	一般	200円
	小・中学生	100円

【4月以降】生涯学習課 スポーツ係 ☎79-4922 (直通)

もみの湯利用料金の改正について

もみの湯の利用料金を4月1日から改正します。

平成3年12月のオープン以来、村民のみなさんの憩いの場として親しまれてきたもみの湯は、今年で28年目を迎えることができました。

オープン以来1度も料金改定をせず、経営は厳しい状況にあるため値上げに踏み切りました。

夜の割引区分を廃止し、村外の方の利用料金を値上げしました。

もみの湯ポイントカードの取扱い

もみの湯ポイントカードの新規発行、スタンプ押印・無料券への引き換えを終了します。

●終了期日

ポイントカード発行・平成31年3月31日
スタンプ押印・平成32年(2020年)3月31日
無料券引換・平成32年(2020年)3月31日

○もみの湯 利用料金 (改正前)

使用時間	対象者	利用料金(1名)
午前10時から 午後9時30分	高校生以上	500円
	小・中学生	300円
午後5時から 午後9時30分	高校生以上	300円
	小・中学生	150円

○もみの湯 回数券(11枚綴り)

使用時間	対象者(村内在住者に限る)	利用料金(1名)
午前10時から 午後9時30分	高校生以上	5,000円
	小・中学生、 満65歳以上、 障害者手帳等所持者	3,000円
午後5時から 午後9時30分	高校生以上	3,000円
	小・中学生	1,500円

○もみの湯 利用料金 (改正後)

対象者		利用料金(1名)
中学生以上	村内に住所を有する者	500円
	上記以外の者	650円
小学生		300円
小学生未満		無料

○もみの湯 回数券(11枚綴り)

対象者		利用料金(1名)
中学生以上	村内に住所を有する者	5,000円
	上記以外の者	6,500円
小学生		3,000円
65歳以上	村内に住所を有する者	3,500円
障害者手帳等所持者		3,500円

問 縦の木荘 ☎74-2311

商工観光課 商工観光係 ☎79-7929 (直通)

有線放送を 電話で 聞くことができます!

※通話時間は最大30分間です。
※区内放送を除く全ての放送がお聞きいただけます。
(区内放送はお聞きいただくことができません。)



放送の聞き方

電話を掛けるだけで、簡単に放送を聞くことができます

- 1 ☎0800-800-6299 (通話料無料) へ電話をかける。
- 2 最新の放送から順に過去の放送(20回分)が流れます。

便利な機能をご利用ください

通話中にダイヤル操作をすることで過去の放送へ進むことや、再生速度の調整など、様々な機能が使えます。

操作方法は簡単で、#ボタンを押した後に使いたい機能の番号のボタンを押してください。



① #ボタンを押す



② 利用したい機能の数字ボタンを押す

0	最新の放送を聞く
1	新しい放送へ進む
2	聞いている放送をもう一度聞く
3	過去の放送へ進む
7	再生速度を速くする
8	再生速度を等倍にする
9	再生速度を遅くする

問 総務課 総務係 ☎79-2111 (内線233)

国保だより

国民健康保険の届出はお早めに

3月～4月は転出・転入・進学・就職の季節です。転出・転入・社会保険の加入となった方は国保の届出が必要になります。ただし、就職日、退職日より前に手続きをすることはできません。

国保に関する届出については、適正な保険税賦課・保険給付のためにも、必ず14日以内に届出をしてください。届出が遅れると遡って保険税を納めなければなりません。また、適正な給付が受けられない場合があります。



こんなときは必ず14日以内に届出を

○国民健康保険に加入するとき

こんなとき	手続きに必要なもの	加入日
村外から転入したとき	・印鑑・転出証明書	転入した日
職場の健康保険をやめたとき	・印鑑・職場の健康保険をやめた日が分かるもの(離職票、健康保険の資格喪失証明書等)	職場の健康保険の資格喪失日(退職日の翌日)
他の健康保険の被保険者からはずれたとき	・印鑑・被扶養者でなくなった証明書	他の健康保険の資格喪失日

○国民健康保険をやめるとき

こんなとき	手続きに必要なもの	喪失日
村外へ転出するとき	・印鑑・保険者証	村外の市町村に転入した日
職場の健康保険に加入したとき	・印鑑・国保と職場の両方の保険者証	職場の健康保険に加入した日の翌日
他の健康保険の被扶養者になったとき	・印鑑・国保と他の両方の保険者証	他の健康保険に加入した日の翌日

・上記以外に届出者、世帯主、手続き対象者全員分の個人番号カードまたは通知カードが必要になります。なお、通知カードの場合は届出者の本人確認書類(運転免許証等)も必要になります。
・その他必要に応じて提出していただく書類がございます。その際は、窓口にてご案内いたします。

やめる手続きが遅れると

・職場の保険に加入されても、国保をやめる届出は各自で行わなければなりません。
・他の健康保険加入日または転出日以降に、原村の国民健康保険証で医療機関などを受診された場合、あとで国保が負担した医療費を返還請求していただくことになります。

退職後も加入できる社会保険の任意継続

退職後もある一定の条件(下記参照)を満たせば、退職した会社の保険に2年間加入できるという制度です。詳しくは、ご自身の加入されていた保険者または会社にお問い合わせください。

加入条件
・資格喪失日(退職日の翌日)までに会社の健康保険の被保険者期間が継続して2ヶ月以上ある方
・任意継続の届出を資格喪失日から20日以内に提出された方

問 保健福祉課 医療給付係 ☎79-7926 (直通)

住宅用火災警報器は 火災から命を守ります!



平成30年度全国統一防火標語

「忘れてない?サイフにスマホに火の確認」



◎火災が発生しやすい季節です

空気の乾燥や季節風により、火災が発生しやすい気候になっています。火気の使用、取扱いには十分注意してください。また、たき火を行うときは気象状況を考慮するとともにその場を離れず、終わった後は完全に消火してください。

◎住宅用火災警報器は設置しましたか?

火災による死者の5割以上は逃げ遅れです。その逃げ遅れを防ぐ切り札は、住宅用火災警報器です。寝室と台所、また上階に寝室があるときは階段室に設置が必要です。ただし、火災はどこで起きるか分かりません。リビング等各部屋に設置しておくとう安心です。

※設置されている家庭は確認を!!

住宅用火災警報器は、古くなると本体の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあり、とても危険です。住宅用火災警報器に記載されている「製造年」を確認して10年を目安に交換してください。また作動確認をした際、正常なメッセージが鳴らない場合は電池切れの可能性もあります。併せてご確認ください。



問 消防署 予防係 ☎79-2442 (直通)

